

# 地域協働雪対策事業 〈地域の自主的な雪対策を支援します〉

R5.9.1時点

## ■補助金の額の算出について

補助金の額は、次の(1)～(7)の7つの作業項目のうち、実施する項目の合計額を限度とします。

作業項目と内容	補助額（年額）
(1) 『高齢者等世帯』『地域で支援が必要と判断した世帯』の住宅間口通路除雪 間口付近の置き雪や、玄関までの通路の除排雪	対象世帯1戸当たり <b>8,000</b> 円
(2) 『高齢者等世帯』『地域で支援が必要と判断した世帯』の住宅屋根の雪下ろし 屋根の雪下ろしや屋根から落ちた雪の処理、地上から雪を落とす作業	対象世帯1戸当たり <b>21,000</b> 円
『高齢者等世帯』：70歳以上の高齢者や障がい者、介護認定者、児童扶養手当受給者、義務教育修了前の子ども等で構成される世帯 『地域で支援が必要と判断した世帯』：地域の判断により、除排雪等の支援が必要と認められた世帯（※） ※地域での支援が必要である理由をご記入ください。（例：女性のみの世帯、ケガや病気など）	
(3) <b>空き家除雪</b> 次のいずれかに該当する家屋の除排雪 ・常に無人の状態にある家屋 ・傷病による入院などで、一時的に冬期間無人となる家屋 ※所有者からの同意が必要です。申請前に必ず地域活動応援課（大曲地域）、各支所市民サービス課（大曲地域以外）に相談してください。	空き家1戸当たり <b>10,000</b> 円
(4) <b>道路除雪</b> 次の共通要件を満たす『特定市道』又は『特定その他道路』の除排雪 《共通要件》 主に地域住民が利用する生活道路 『特定市道』 ・住居への出入りに使われる市道 『特定その他道路』 次の両方に該当する道路 ・住居への出入りに使われる道路 ・市道以外の市が所有する道路 ※申請前に、道路河川課（大曲地域）、各支所農林建設課（神岡、西仙北、中仙、南外、仙北の各地域）又は建設・水道事務所（協和、太田の各地域）に、道路種別や延長を確認してください。	『特定市道』 道路延長1m当たり <b>640</b> 円  『特定その他道路』 道路延長1m当たり <b>320</b> 円
(5) <b>地域の一斉除排雪</b> （※(2)又は(4)を実施した場合に限り交付します） 地域全体のための除排雪作業 （地域の雪捨て場の排雪、消火栓・防火水槽の除雪など）	一律 <b>50,000</b> 円
(6) <b>スタートアップ</b> 必要な物品等の準備経費（初年度のみ） ※過去に『雪対策モデル事業』による補助金を受けている団体は交付対象外です	一律 <b>40,000</b> 円
(7) <b>保険加入</b> 『担い手分』（加入必須） 実施区域内の自治会数分が交付されます （例：A・B集落にまたがって実施区域を設けた場合⇒2団体分） 『除雪機等分』（作業に除雪機等（※）を使用する場合は、加入必須） ※除雪機、トラクター、ホイールローダーなど ※保険未加入や下記基準に満たない保険加入の場合は事業の実施が出来ません。 《加入する保険の基準》 賠償責任保険 1. 手作業（間口除雪のみ） 「1事故につき身体・財物共通で1億円以上」 2. 手作業（屋根の雪下ろしや軒下での作業等、危険が伴う場合） 「1事故につき身体・財物共通で3億円以上」 3. 機械作業（手押し除雪機） 「対人1名につき1億円以上、対物1事故につき500万円以上」 または「1事故につき身体・財物共通で3億円以上」 4. 機械作業（車両タイプ） 「対人1名につき1億円以上、対物1事故につき500万円以上」 ※担い手の障害保険については、各団体の判断により加入をお願いします。 《保険加入「除雪機等分」について》 1. 加入する保険が除雪機械作業も保険の対象としている場合、特定の機械を対象として加入する保険でなくても、使用台数に応じて交付できるものとします。（最大2台） 2. 保険加入のほか、機械借上料に充てることができるものとします。ただし、機械借上料に充てる場合は、当該機械作業において、必要な保険に加入していることを条件とします。	『担い手』 1団体当たり <b>5,000</b> 円  『除雪機等』 1台当たり <b>10,000</b> 円 （※最大2台まで）

## ■募集する団体

- ①自治会
  - ②自主防災組織
  - ③次の要件を満たす任意組織
- 
- ・実施区域の世帯が概ね5戸以上
  - ・実施区域が属する全ての自治会の同意を得ていること
  - ・実施区域に住所を有する方が構成員の半数以上

## ■補助金について

補助金は、作業開始前に各団体に概算払で交付することとし、**今年度から概算払の請求上限額は8割ではなく全額交付（補助金交付決定額すべて）**できることとします。

事業終了後に実績報告書を提出して頂きますが、補助金の交付については以下のとおりとなります。

概算払額＞実績額・・・差額分について返納となります。

※実績額は補助金交付決定額の範囲内とします。

## ■各補助金を使うことができる作業について

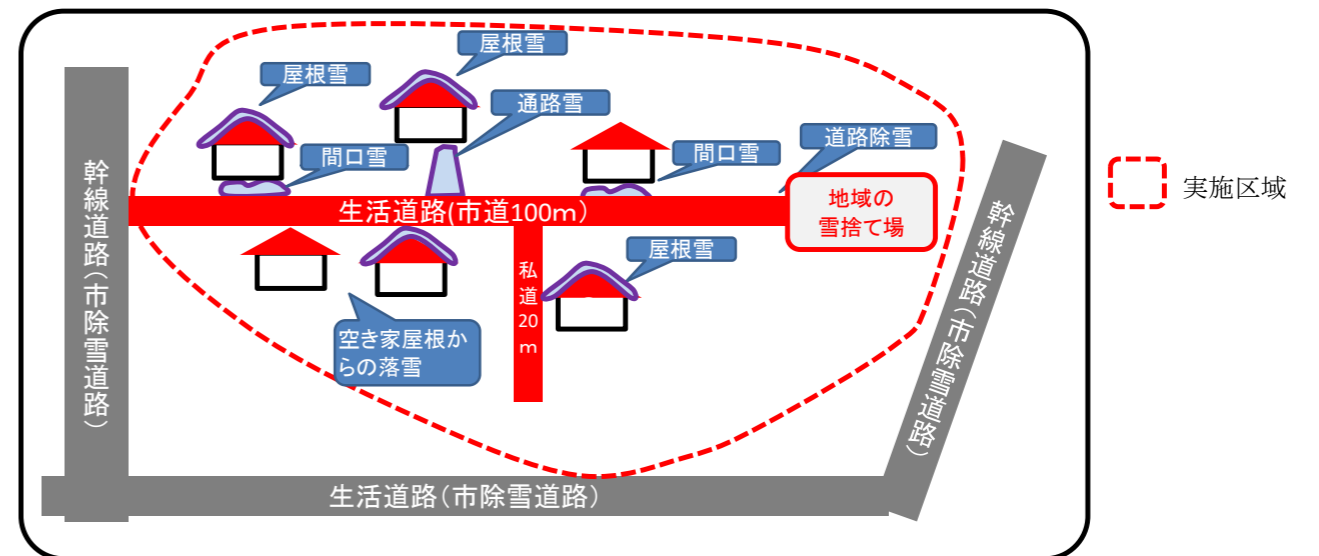
- ① (1)～(7)の交付対象作業
- ② (1)～(7)の費用が不足した作業への使用  
（例）高齢者世帯の雪下ろしが少ない実施回数で済みそうなので、想定より出勤回数が多い道路除雪に余剰分を使うなど
- ③ 地域で必要とされているその他の除排雪作業  
《作業の一例》・複数の家が利用する市道の除排雪  
・会館などの地域住民が共同で利用する施設の除排雪

※②、③については、申請された交付金対象の作業①をすべて実施した上で費用が余る場合のみ可能です。申請された①の作業が実施されていない場合は、(1)～(7)ごとに補助金の返納が発生します。

《返納が発生する例》

- ・高齢者世帯の間口除雪について申請は5戸であったが、実際行ったのは4戸であった。  
→ 1戸分について返納となります。
- ・空き家除雪について申請は2戸であったが、実際行ったのは1戸であった。  
→ 1戸分について返納となります。

## 【実施例】 ※初めて事業を実施し、除雪機とトラクターを使用



上記例の補助金額 276,000円

【内訳】

- (1) 間口通路除雪 @ 8,000円 × 3戸 = 24,000円
- (2) 屋根の雪下ろし @ 21,000円 × 3戸 = 63,000円
- (3) 空き家除雪 @ 10,000円 × 1戸 = 10,000円
- (4) 道路除雪（特定市道） @ 640円 × 100m = 64,000円
- (5) 地域の一斉除排雪 = 50,000円
- (6) スタートアップ = 40,000円
- (7) 保険加入（担い手） @ 5,000円 × 1団体 = 5,000円
- "（除雪機等） @ 10,000円 × 2台分 = 20,000円

地域の課題を解決！

余った費用は地域内の必要な作業に...

申請時の収支計画の例

収入	補助金	276,000 円
受益者負担金	4戸	40,000 円
計		316,000 円
支出	(1) 間口通路除雪 3戸	30,000 円
	(2) 屋根の雪下ろし 3戸	40,000 円
	(3) 空き家除雪 1戸	15,000 円
	(4) 道路除雪 100m	70,000 円
	(5) 一斉除排雪 3回	35,000 円
	(6) 作業に必要な物品購入	50,000 円
	(7) 保険料（担い手分）1式	6,000 円
	"（除雪機分）1台	12,000 円
	"（トラクター分）1台	8,000 円
	私道の除排雪 20m	10,000 円
	会館の屋根の雪下ろし 1回	40,000 円
計		316,000 円